

高等学校入学者選抜制度の在り方に関する報告書

平成29年2月24日

福島県立高等学校入学者選抜検討会議

高等学校入学者選抜制度の在り方について

○ 検討に至る経緯

本検討会議は、平成28年8月22日に福島県立中学校・高等学校入学者選抜事務調整会議から福島県教育委員会教育長に提出された「福島県立中学校・高等学校入学者選抜方法の改善等に関する調査研究報告書」において、「各高等学校の特色に応じて多角的な評価による選抜を実施し、受験生の基礎学力の向上に資する本県の高等学校入学者選抜制度の特色をさらに意義あるものとするため、受験生の学習意欲を喚起するための方策等、入学者選抜制度の今後の在り方について検討していく必要がある」との報告を受け、本県の高等学校入学者選抜の在り方等について検討するために設置された。

平成28年10月31日、第1回検討会議において、福島県教育委員会教育長から、具体的な検討の観点として

- ① 受験生の学習意欲を喚起し、学力向上に資する選抜となるよう検討する。
- ② I期選抜の実施時期及び合格内定の時期が2月上旬であること、また、学力検査を課していないことによりさまざまな影響が出ていることから、選抜の時期や学力検査を含めた実施方法等について検討する。

の2点が示された。

本検討会議では、高等学校入学者選抜が中学校における学習の大きな指針となっていることを踏まえるとともに、基礎学力を基盤とした「思考力・判断力・表現力」等の育成を重視した国における高大接続改革及び他県の高等学校入学者選抜制度改革の動きを考慮の上、平成15年度入学者選抜から実施されている現行制度の現状と課題及び高等学校入学者選抜制度の在り方について、平成28年10月31日、12月5日、平成29年1月30日及び2月16日の4回にわたり会議を開催し、審議を重ねてきた。その審議の結果について、次のとおり報告する。

I 県立高等学校入学者選抜の現状と課題

現行の県立高等学校入学者選抜は、平成15年度入学者選抜より、推薦選抜、一般選抜及び再募集からなる選抜から、I期選抜、II期選抜及びIII期選抜へと変更された。

その変更の趣旨は、生徒が自己の能力を伸長させ、進路希望の実現につなげるとともに、高等学校においては自校の特色を生かし、教育目標にふさわしい生徒を入学させることに資することを目的としたものであった。

現行制度の現状と課題について、以下の2項目について審議した。

1 入学者選抜の日程について

現行のⅠ期選抜の実施及び合格内定の通知は2月上旬であり、Ⅱ期選抜は3月上旬となっている。Ⅰ期選抜合格内定の時期が2月上旬であるため、合格内定者のその後の学習意欲の維持が難しいことが指摘されている。高等学校からは合格内定者に対して学習課題を課すなど、中学校と高等学校が連携し、合格内定者に対する学習指導に取り組んでいるが、指導の難しさとその効果について課題が指摘されている。

また、中学校、高等学校双方がⅠ期選抜の出願からⅢ期選抜合格者発表まで、2か月以上の長期間にわたり、入学者選抜事務に携わっており、中学校、高等学校双方の教育活動への影響も懸念されている。

2 入学者選抜の内容について

現行制度の特色としては次の4点があり、現行制度の趣旨については、中学校、高等学校関係者はもとより、県民に広く理解され一定の評価を得ている。

- (1) Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜を設定して複数の受験機会を確保している。
- (2) 各高等学校が、自校の「志願してほしい生徒像」を示し、それに応じ必要とされる能力・適性及び興味・関心・意欲等を評価する、各高等学校の特色を踏まえた選抜となっている。
- (3) Ⅰ期選抜においては、面接、小論文又は作文、実技、志願理由書、調査書により選抜し、Ⅱ期選抜では学力検査、調査書、面接により選抜するなど多元的な評価尺度による選抜となっている。
- (4) 志願者が各高等学校の特色を理解して受験するため、意欲の高い生徒の選抜が可能である。

Ⅰ期選抜は、すべての志願者に面接を課し、必要に応じて小論文又は作文、実技を実施し、志願理由書、調査書の結果と併せて選抜を行っている。これは、評価尺度の多元化という点では評価されているが、一方で、学力検査を課さないことから、学力向上の面で懸念する声が上がっている。

Ⅱ 今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方

前述の「Ⅰ 県立高等学校入学者選抜の現状と課題」を踏まえ、「受験生の学習意欲を喚起し、学力向上に資する選抜となるよう検討する」及び「選抜の時期や学力検査を含めた実施方法等について検討する」という観点から、今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方について検討を行った。

1 入学者選抜制度の改善に向けた基本方針

入学者選抜制度の改善に向けた基本方針としては、次の(1)～(3)のよ

うにすることが望ましいとの結論を得た。

- (1) I期選抜の趣旨は広く理解され、一定の評価を得ているため、その趣旨を生かす。
- (2) 学力向上の観点から、原則志願者全員に学力検査を課す。
- (3) 中学校、高等学校の教育活動への影響を軽減するため、選抜に係る期間を短縮する。

2 入学者選抜制度の改善に向けた具体的方策

入学者選抜制度の改善に向けた具体的な方策としては、次の(1)～(7)のようにすることが望ましいとの結論を得た。

- (1) 現行のI期選抜とII期選抜を統合した新たな選抜(以下「前期選抜」という。)を3月上旬に実施する。現行のIII期選抜と同様の選抜(以下「後期選抜」という。)を3月下旬に実施する。
- (2) 前期選抜の志願者全員に学力検査を課す。
- (3) 前期選抜の志願者は、出願した高等学校において、各高等学校の特色を踏まえた選抜(現行のI期選抜(以下「特色選抜」という。))と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜(現行のII期選抜(以下「一般選抜」という。))のいずれか又は両方を受験することができる。
- (4) 各高等学校は、特色選抜、一般選抜の順に合否判定を行い、各選抜の合格者を併せて発表する。
(別紙「新たな高等学校入学者選抜制度の概要」参照)
- (5) 各選抜の性格をより明確にするため、前期選抜の特色選抜における各高等学校の「志願してほしい生徒像」について、より具体的な記載を可能とするが、記載内容については、さらに検討する必要がある。
- (6) すべての高等学校で特色選抜を実施するが、現在10～40%としている定員枠については、その適切な在り方を検討する必要がある。
- (7) 連携型選抜については、学力検査の導入について、今後さらに検討する必要がある。

3 新たな入学者選抜制度の実施時期

新たな入学者選抜制度の実施に当たっては、十分な周知期間が必要である。

したがって、新たな入学者選抜制度の実施時期については、入学者選抜制度が変更されることを小学校段階で知り、その後、入学者選抜制度変更を念頭に置きながら中学校で学び、入学者選抜を受験することが可能となるよう、早くても、平成32年度入学者選抜(平成28年度小学校6年生が受験する入試)からの実施が望ましいとの結論を得た。

(別紙)

新たな高等学校入学者選抜制度の概要

□ I 期選抜と II 期選抜を統合した前期選抜の新設

- ・ 現行の I 期選抜と II 期選抜を統合した新たな選抜（以下「前期選抜」という。）を 3 月上旬に実施する。現行の III 期選抜と同様の選抜（以下「後期選抜」という。）を 3 月下旬に実施する。
- ・ 前期選抜の志願者全員に学力検査を課す。
- ・ 前期選抜の志願者は、出願した高等学校において、各高等学校の特色を踏まえた選抜（現行の I 期選抜（以下「特色選抜」という。））と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（現行の II 期選抜（以下「一般選抜」という。））のいずれか又は両方を受験することができる。
- ・ 各高等学校は、特色選抜、一般選抜の順に合否判定を行い、各選抜の合格者を併せて発表する。
- ・ 各選抜の性格をより明確にするため、前期選抜の特色選抜における各高等学校の「志願してほしい生徒像」について、より具体的な記載を可能とするが、記載内容については、さらに検討する。
- ・ すべての高等学校で特色選抜を実施するが、現在 10～40%としている定員枠については、その適切な在り方を検討する。
- ・ 連携型選抜については、学力検査の導入について、今後さらに検討する。

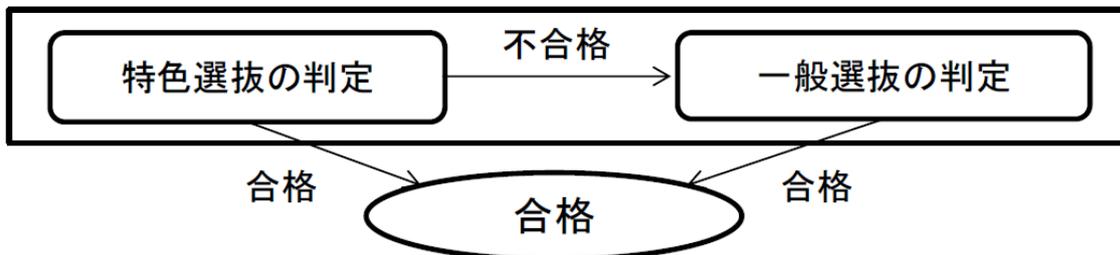


□ 後期選抜

- ・ 現行の III 期選抜と同様の方法で、3 月下旬に実施する。

○ 前期選抜における合否判定の手順

- ・ 初めに、特色選抜の合否判定を実施し、次に一般選抜の合否判定を実施する。
※ 同一校の特色選抜と一般選抜へ出願し、特色選抜で不合格となった場合においても、一般選抜の合否判定の対象となる。



□ 新たな高等学校入学者選抜制度の実施時期

- ・ 新たな高等学校入学者選抜制度の実施に当たっては、十分な周知期間が必要であるため、早くても、平成 32 年度入学者選抜（平成 28 年度小学校 6 年生が受験する入試）からの実施が望ましい。

福島県立高等学校入学者選抜検討会議設置要綱

平成 28 年 10 月 21 日
福島県教育委員会教育長決裁

1 目 的

本県の高等学校入学者選抜の在り方等について検討するため、「福島県立高等学校入学者選抜検討会議」（以下「会議」という。）を設置する。

2 検討事項

会議においては、次の事項について検討する。

- (1) 県立高等学校入学者選抜制度の改善に関する事項
- (2) その他必要な事項

3 委 員

- (1) 委員は、学識経験者並びに小学校、中学校及び高等学校の校長、市町村教育委員会の教育長等をもって充てる。
- (2) 委員の構成は、別に定める。

4 役 員

- (1) 会議には委員の互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。
- (2) 委員長は会議を主宰し、副委員長はこれを補佐する。
- (3) 委員長に事故ある時は、副委員長がこれを代行する。

5 会 議

- (1) 会議は、教育長が招集する。
- (2) 庶務は、高校教育課において処理する。

6 その他

その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

福島県立高等学校入学者選抜検討会議委員名簿

1 学識経験者（3名）

- (1) 大学教授 谷 雅 泰（国立大学法人福島大学）
- (2) 保護者代表
- ・福島県PTA連合会長 小 林 利 明（いわき市立小名浜第一中学校PTA会長）
 - ・福島県高等学校PTA連合会長 田 中 清 美（県立橘高等学校父母と教師の会長）

2 高等学校関係（3名）

- ・福島県高等学校長協会 会長 久保田 範 夫（県立安積高等学校）
- ・ " 代表 山 内 正 之（県立会津高等学校）
- ・ " 高校入試検討委員会委員長 菅 野 哲 哉（県立光南高等学校）

3 中学校関係（3名）

- ・福島県中学校長会 会長 福 地 憲 司（福島市立福島第四中学校）
- ・ " 代表 伊 藤 隆 幸（福島市立福島第一中学校）
- ・ " 進路指導部会長 西 牧 伸 弘（福島市立岳陽中学校）

4 小学校関係（1名）

- ・福島県小学校長会 会長 福 士 寛 樹（福島市立福島第二小学校）

5 市町村教育委員会関係（2名）

- ・福島県都市教育長協議会長 吉 田 尚（いわき市教育委員会教育長）
- ・福島県町村教育長協議会長 奥 貫 洋（鮫川村教育委員会教育長）